北広島市地域防災計画(一般災害対策編)

新 旧 対 照 表 (案)

令和２年１月

<table>
<tr><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr>
<td>

第１章　総　　則

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市長部局	(略)
消防本部、消防署及び消防団	(略)
北海道森林管理局 石狩森林管理署	(1)　所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2)　所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3)　林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4)　災害時において市の要請に基づき、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道農政事務所	(1)　災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 (2)　災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
札幌管区気象台	(1)　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2)　気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信の施設及び設備の整備に努めること。 (3)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて市民に周知できるよう努めること。

</td>
<td>

第１章　総　　則

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市長部局	(略)
土木事務所 （上記「市長部局」の事務又は業務も含む。）	(1)　災害時における保有車両等の機動力を発揮した応急対策に関すること。 (2)　日常業務における応急対策への準備に関すること。
消防本部、消防署及び消防団	(略)
北海道森林管理局 石狩森林管理署	(1)　所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2)　所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3)　林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4)　災害時における市の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道農政事務所	(1)　農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
札幌管区気象台	(1)　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行うこと。 (2)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報等の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4)　防災対策に関する技術的な支援・協力を行うこと。

</td>
<td>

・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

・市本庁舎外に所在する土木事務所の特性に鑑み、特に防災に関する業務を明確化

・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

</td>
</tr>
</table>

修　　正　　前		修　　正　　後		理　　由
札幌管区気象台	(4)　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 (5)　避難勧告等の判断･伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 (6)　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。	札幌管区気象台		
北海道総合通信局	(1)　災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。	北海道総合通信局	(1)　災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
北海道教育委員会	(2)　避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (3)　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。	北海道教育委員会	(2)　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
ＫＤＤＩ株式会社 北海道総支社	(略)	ＫＤＤＩ株式会社	(略)	・社名変更による修正
ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	・社名変更及び会社の統合による修正
公益社団法人 北海道獣医師会 石狩支部	(1)　災害時における飼養動物の対応を行うこと。	公益社団法人 北海道獣医師会石狩支部	(1)　災害時における家庭動物の対応を行うこと。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正（表現の適正化）
第６節　市民及び事業者の基本的責務 いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて市民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、減災対策の充実に努める。		第６節　市民及び事業者の基本的責務等 いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて市民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開する。		・本節の記述内容が「基本的責務」に限定されないため
第１　市民の責務 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。		**第１　市民の責務** 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。		・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言に伴う北海道地域防災計画の修正と整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
1　平常時の備え (2)　3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池）の準備 (6)　要配慮者への配慮 (7)　自主防災組織の結成	1　平常時の備え (2)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備 (6)　町内会や自治会における要配慮者への配慮 (7)　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施 (8)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。 3　災害緊急事態の布告があったときの協力 国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努める。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言に伴う北海道地域防災計画の修正と整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合
第３　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 1　市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。	**第３　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進** 1　市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
	第４　市民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く市民の参加を呼びかける。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 3 章　防災組織 第 1 節　組織計画 **第 2　災害対策本部** 市長は、市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で必要があると認めるときは、基本法第 23 条の 2 及び北広島市災害対策本部条例（昭和 37 年広島村条例第 21 号）に基づき本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。	**第 3 章　防災組織** 第 1 節　組織計画 **第 2　災害対策本部** 市長は、市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で必要があると認めるときは、基本法第 23 条の 2 及び北広島市災害対策本部条例（昭和 37 年広島村条例第 21 号）に基づき本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。	・胆振東部地震災害対策における教訓の反映による北海道地域防災計画の修正と整合
7　現地災害対策本部 本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。	7　現地災害対策本部 (1)　設置 本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。 (2)　組織等 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。 (3)　所掌 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。	・現地災害対策本部について、具体的かつ体系的に表現
8　災害対策本部を設置しない場合の準用 (3)　連絡会議の構成は、副市長、総務部長、企画財政部長、建設部長、消防長、水道部長その他副市長が指名する職員とする。 (略)	8　災害対策本部を設置しない場合の準用 (3)　連絡会議の構成は、副市長、防災危機管理担当部長、総務部長、企画財政部長、建設部長、消防長、水道部長その他副市長が指名する職員とする。 (略)	・平成 31 年 4 月の組織改編に伴う修正
第 3　警戒・非常配備態勢 2　警戒・非常配備態勢の活動要領 (1)　動員の方法 ア　総務対策部長は、本部長の・・・・・・	**第 3　警戒・非常配備態勢** 2　警戒・非常配備態勢の活動要領 (1)　動員の方法 ア　総務対策部長（防災危機管理担当部長）は、本部長の・・・・・・	・平成 31 年 4 月の組織改編に伴う修正
(2)　動員の配備、伝達系統及び伝達方法 ア　勤務時間内の伝達系統及び伝達方法 (ｱ)　非常配備態勢がとられた場合(本部が設置された場合)、本部長の指示により総務対策部長は・・・・・・	(2)　動員の配備、伝達系統及び伝達方法 ア　勤務時間内の伝達系統及び伝達方法 (ｱ)　非常配備態勢がとられた場合(本部が設置された場合)、本部長の指示により総務対策部長(防災危機管理担当部長)は・・・・・・	・平成 31 年 4 月の組織改編に伴う修正

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
イ　勤務時間外の伝達系統及び伝達方法	イ　勤務時間外の伝達系統及び伝達方法	
(ｲ)　危機管理課長は総務部長の指示を受け、・・・・・・	(ｲ)　危機管理課長は防災危機管理担当部長の指示を受け、・・・・・・	・平成 31 年 4 月の組織改編に伴う修正
(3)　警戒・非常配備体制下の活動	(3)　警戒・非常配備体制下の活動	
ア　第 1 警戒配備体制下の活動	ア　第 1 警戒配備体制下の活動	
(ｱ)　総務対策部長は、気象台・・・・・・	(ｱ)　総務対策部長（防災危機管理担当部長）は、気象台・・・・・・	・同　上
(ｲ)　第 1 警戒配備態勢の職員の人数は、状況により総務対策部長において増減・・・・・・	(ｲ)　第 1 警戒配備態勢の職員の人数は、状況により総務対策部長(防災危機管理担当部長)において増減・・・・・・	・同　上
イ　第 2 警戒配備体制下の活動	イ　第 2 警戒配備体制下の活動	
(ｱ)　総務対策部長は、気象台その他防災・・・・・・	(ｱ)　総務対策部長(防災危機管理担当部長)は、気象台その他防災・・・・・・	・同　上
(ｳ)　関係対策部長は、総務対策部長からの・・・・・・	(ｳ)　関係対策部長は、総務対策部長（防災危機管理担当部長）からの・・・	・同　上
ウ　非常配備体制下の活動	ウ　非常配備体制下の活動	
(ｳ)　総務対策部長は、関係対策部長及び・・・・・・	(ｳ)　総務対策部長(防災危機管理担当部長)は、関係対策部長及び・・・・・・	・同　上
第 2 節　気象業務に関する計画	第 2 節　気象業務に関する計画	
第 1　気象業務組織	**第 1　気象業務組織**	
1　予報区と担当気象官署	1　予報区と担当官署	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
(1)　一般予報区	(1)　予報区	・警報の種類が追加されたことの反映
イ　予報区及び警報・注意報に用いる細部区域名は・・・・・・	イ　予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細部区域名は・・・・・・	・警報の種類が追加されたことの反映
(ｲ)　市町村等をまとめた地域	(ｲ)　市町村等をまとめた地域	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
警報・注意報の発表状況を地域的に・・・・・・	特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に・・・・・・	・警報の種類が追加されたことの反映
第 2　特別警報・警報・注意報及び火災気象通報	**第 2　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報**	
気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号)、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき行うもので、当市における種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。	気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号)、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき行うもので、当市における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。	
1　気象等特別警報・警報・注意報	1　気象等に関する特別警報・警報・注意報	
(1)　種類及び発表基準	(1)　種類及び発表基準	
各気象等特別警報・警報・注意報の種類は以下のとおりである。	気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類は以下のとおりである。	
ウ　気象注意報	ウ　気象注意報	
大雨、強風、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着雪、融雪、霜、低温	大雨、強風、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温	・着氷被害も考えられることから追記

<table>
<tr><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr>
<td>
(2)　伝達系統
エ　危機管理課長は、特別警報及び警報を受理押した場合、速やかに総務部長に報告するとともに、・・・・・・
2　水防活動用警報及び注意報
3　指定河川洪水予報（水防法第 10 条第 2 項）
指定河川の洪水予報は、気象台と北海道開発局が共同で発表する。

(2)　洪水予報の種類及び発表基準
<table>
<tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したときに発表される。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断推移に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意推移に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</td></tr>
</table>
4　水防警報（水防法第 16 条第 1 項）
水防警報については、国土交通大臣が指定した河川については北海道開発局が、北海道知事が指定した河川については北海道が発表する。

7　気象情報
(1)　情報の種類
ア　地方気象情報、府県気象情報
気象予報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条による観測成果や予報事項に関する情報で、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的として発表される情報。
気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
</td>
<td>
(2)　伝達系統
エ　危機管理課長は、特別警報及び警報を受理押した場合、速やかに防災危機管理担当部長に報告するとともに、・・・・・・
2　水防活動用気象等警報及び注意報
3　指定河川洪水予報（水防法第 10 条第 2 項）
指定河川の洪水予報は、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、気象台と北海道開発局が共同で発表する。
(2)　洪水予報の種類及び発表基準
<table>
<tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断推移に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意推移に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</td></tr>
</table>
4　水防警報（水防法第 16 条第 1 項）
水防警報については、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は北海道開発局が、北海道知事が指定した河川についての水防警報は北海道が発表する。

7　気象情報
(1)　情報の種類
ア　地方気象情報、府県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
</td>
<td>
・平成 31 年 4 月の組織改編に伴う修正
・適正な用語の使用

・水防法の改定に伴う定義の変更を反映

・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

・北海道水防計画との整合に伴う修正

・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
</td>
</tr>
</table>

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
ウ　記録的短時間大雨情報 府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。	ウ　記録的短時間大雨情報 府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。 ※　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html ※　大雨警報（浸水害）の危険度分布： https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html ※　洪水警報の危険度分布： https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesha/flood.html	・適正な気象用語の使用 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合
エ　竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表される情報。 情報の有効期間は、発表から１時間である。	エ　竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 情報の有効期間は、発表から１時間である。 ※　高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）： https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 （竜巻情報に関する最新の情報を反映） ・竜巻注意情報に係るリンク先を明記
第３　異常現象を発見した者の措置等 ４　通報の取扱い (2)　危機管理課長は、発見者又は宿日直者からの通報を受けたときは、総務部長に報告し、その指示により事務処理に当たる。	**第３　異常現象を発見した者の措置等** ４　通報の取扱い (2)　危機管理課長は、発見者又は宿日直者からの通報を受けたときは、防災危機管理担当部長に報告し、その指示により事務処理に当たる。	・平成 31 年４月の組織改編に伴う修正

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第４章　予防計画 災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図っていく。 また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。	**第４章　災害予防計画** 災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図っていく。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。	・計画の目的を明確にするための修正 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 （日本各地におけるこれまでの大規模災害等の教訓に基づく加筆）
第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 **第１　実施責任者** １　防災関係機関全般 災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。 ２　北広島市 (2)　市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。 (3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く収集・整理し、市民が閲覧できるよう公開に努める。	第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 **第１　実施責任者** １　防災関係機関全般 災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。 ２　北広島市 (2)　市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。 (3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く市民が閲覧できるよう公開に努める。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 （日本各地におけるこれまでの大規模災害等の教訓に基づく加筆）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第３　普及・啓発及び教育の方法 １　市広報紙、市ホームページの活用 ７　出前講座、講演会等の開催 **第４　普及・啓発及び教育を要する事項** １　防災計画の概要 ３　災害の予防措置 （1）　自助（備蓄）の心得 **第５　学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進** 第２節　防災訓練計画 **第１　訓練実施機関** 訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。 なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制等の改善について検討する。 第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 市は、災害時において市民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。 **第１　食料その他の物資の確保** ２　市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、３日分の食料及び飲料水等の備蓄に努めるよう啓発を行う。 **第２　防災資機材の整備** 市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。	**第３　普及・啓発及び教育の方法** １　市広報紙、市ホームページ、ＳＮＳの活用 ７　防災イベントや研修会、出前講座、講演会等の開催 **第４　普及・啓発及び教育を要する事項** １　防災計画の概要 ３　災害の予防措置 （1）　自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得 **第５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進** 第２節　防災訓練計画 **第１　訓練実施機関** 訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。 また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するように努める。 なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 市は、災害時において市民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。 その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。 **第１　食料その他の物資の確保** ２　市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。 **第２　防災資機材の整備** 市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。	・手段の多様化に伴う追記 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道知己防災計画の修正と整合 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・これまでの大規模災害（胆振東部地震を含む）等における教訓を反映した北海道地域防災計画の修正に整合 ・同　上

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第４節　相互応援（受援）体制整備計画 市は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。 また、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。 **第１　基本的な考え方** 市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から他の防災関係機関との連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。 また、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう応援に関する計画と、他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。	第４節　相互応援（受援）体制整備計画 市は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。 また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める **第１　基本的な考え方** 市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から他の防災関係機関との連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。 また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう応援に関する計画と、他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
第５節　自主防災組織の育成等に関する計画 第１　自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。	第５節　自主防災組織の育成等に関する計画 第１　自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 また、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。 なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第４　自主防災組織の活動 ２　非常時及び災害時の活動 （4）　避難の実施 市長等から避難指示が出された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。 なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。	**第４　自主防災組織の活動** ２　非常時及び災害時の活動 （4）　避難の実施 市長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。 特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。	・全国的な豪雨災害等における教訓を反映した北海道地域防災計画の修正に整合
（5）　給食・援助物資の配布及びその協力 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。 これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。	（5）　指定避難所の運営 指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。 こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。	・避難所の具体的な運営要領を明記した北海道地域防災計画の修正に整合
（6）　指定避難所の運営 被害の状況により指定避難所が開設され、市からの要請があった場合には、その運営について協力する。	（6）　給食・援助物資の配布及びその協力 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。 これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。	・(5)項の挿入に伴う記載順序の変更
第６節　避難体制整備計画 災害から市民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。	第６節　避難体制整備計画 災害から市民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。	・避難に関する防災用語の修正を反映
第１　避難場所の確保及び標識の設置 １　市は、大規模火災、風水害、地震等の災害から、市民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所の標識を設置し、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておく。	**第１　避難誘導体制の構築** １　市は、大規模火災、風水害、地震等の災害から、市民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。	・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
2　避難場所の整備に当たっては、特に要配慮者の利用に十分配慮する。	2　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるのかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 3　避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 4　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。 5　学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。 6　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。	・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合
第２　指定緊急避難場所 1　市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、異常な現象の種類（地震、洪水、内水氾濫、崖崩れ・土石流・地滑り、大規模な火事）ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。	**第２　指定緊急避難場所の確保等** 1　市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類（地震、洪水、内水氾濫、崖崩れ・土石流・地滑り、大規模な火事）ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。 その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急貴難所を近隣市町村に設ける。 また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。	・指定の条件を明確化 ・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
2　学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校や地域住民等の関係者と調整を図る。	2　学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。	・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合
第３　指定避難所 1　市は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。	**第３　指定避難所の確保等** 1　市は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。	・指定避難所の概念を整理
2　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	2　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。 (1)　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 (2)　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 (3)　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 3　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	・要配慮者の避難に関する北海道地域防災計画の修正に伴い加筆
3　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校や地域住民等の関係者と調整を図る。	4　市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。 (1)　指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。 (2)　障害福祉施設や特別支援学校等の施設を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。 (3)　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 (4)　市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。 (5)　市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
4　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。 5　市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。 6　市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに公示する。 **第４　市における避難体制整備等** 1　避難勧告等の具体的な発令基準の明確化・具体化 市は、避難指示、避難勧告を一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者やその支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等を作成し、また、随時更新していく。 2　防災マップ・ハザードマップ等の作成及び市民への周知 市長は、市民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。 3　市の避難計画 市は、避難に関する次の事項について定めておくとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者避難支援プランの策定等の避難誘導体制の整備に努める。 (1)　避難指示避難勧告、避難準備情報を発令する基準及び伝達方法	5　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。 6　市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。 7　市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに公示する。 **第４　市における避難計画の策定等** 1　避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民への周知 市長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。 そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。 2　防災マップ・ハザードマップ等の作成及び市民等への周知 市長は、市民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。 3　市の避難計画 市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者避難支援プランの策定等の避難誘導体制の整備に努める。 (1)　避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法	・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・避難にかかる用語の修正を反映

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
4　被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、被災者台帳を作成し、避難状況を把握する。	4　被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、被災者台帳を作成し、避難状況を把握する。 また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
第５　防災上重要な施設の管理等 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。 1　避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所） 2　経路 3　移送の方法 4　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 5　保健、衛生及び給食等の実施方法 6　暖房及び燃料確保の方法	**第５　防災上重要な施設の管理等** 1　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。 (1)　避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所） (2)　経路 (3)　移送の方法 (4)　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 (5)　保健、衛生及び給食等の実施方法 (6)　暖房及び燃料確保の方法 2　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。	・第２項の追加に伴い、項目番号を整理
第７節　避難行動要支援者等対策計画 **第１　安全対策** 災害発生時には、高齢者、障がい者、などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。 このため、市、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全をするため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。	第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 **第１　安全対策** 災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市、社会福祉施設等の管理者は、これら要支援者の安全の確保等を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。	・基本計画の改定を反映した北海道地域防災計画の修正と整合 ・基本計画の改正に伴う北海道地域防災計画の修正と整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
1　市の対策 　市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。 (2) 避難行動要支援者名簿の範囲 　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。	1　市の対策 　市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、定期的に更新をし、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。 　また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。 (2) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有 　市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。 　また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努め、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。 なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。 　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正 ・北海道地域防災計画との整合に伴う修正
3　外国人に対する対策 　市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、~~外国人登録~~等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。 (1)　多言語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3)　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施	**第２　外国人に対する対策** 　市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。 　また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。 (1)　多言語による広報の充実 (2)　指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3)　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 (4)　外国人観光客等に対する相談窓口等の設置	・適正な用語の使用 ・基本計画の改定及び胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第８節　情報収集・伝達体制整備計画 ２　被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。	第８節　情報収集・伝達体制整備計画 ２　災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。 ３　非常通信体制の整備等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。 ４　情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。 ５　無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関との間で運用方法について十分な調整を図る。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。 ６　市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。 なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。	・胆振東部地震検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・災害時における通信手段の確保に向けた対応に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第１０節　消防計画 消防の任務は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、その被害を軽減することにある。	第１０節　消防計画 消防の任務は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。	・消防組織法第１条の文言に合わせた北海道地域防災計画の修正に整合
第１３節　雪害予防計画 **第１　市の体制** ６　雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。 ７　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。 (1)　食料・燃料の供給対策 (2)　医療対策	第１３節　雪害予防計画 **第１　市の体制** ６　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。 ７　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。 (1)　食料・燃料等の供給対策 (2)　医療助産対策	・北海道地域防災計画との整合に伴う修正

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第１４節　融雪災害予防計画 2　融雪出水対策 (1)　市は、「本章 第 11 節 水害予防計画」の重要水防区域、・・・・・・ (2)　水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。 3　なだれ等対策 (1)　道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される・・・・・・ (2)　崖等の管理者は、融雪期に崖崩れ及び・・・・・・	第１４節　融雪災害予防計画 2　融雪出水対策 (1)　市 市は、「本章 第 11 節 水害予防計画」の重要水防区域、・・・・・・ (2)　水防上重要な施設の管理者 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておく。また、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。 3　なだれ等対策 (1)　市 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される・・・・・・ (2)　崖等の管理者 崖等の管理者は、融雪期に崖崩れ及び・・・・・・	・融雪出水対策に責任を有すべき対象を明確化 ・融雪出水対策に責任を有する対象を明確化 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・雪崩等対策に責任を有する対象を明確化 ・雪崩等対策に責任を有する対象を明確化
第１５節　土砂災害予防計画 **第１　現況** 市内には、北海道が国の点検要領に基づき調査を実施し公表している土砂災害危険箇所が 55 箇所あり、そのうち北海道が指定している土砂災害区域が 8 箇所ある。 **第２　予防対策** 市は、道との連携のもと、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や市民への周知や適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。 1　土砂災害警戒区域等の指定区域においては、避難勧告、避難指示などの避難情報の発令基準を防災計画に定め、市民の安全を確保する。	第１５節　土砂災害予防計画 **第１　現況** 市内には、北海道が国の点検要領に基づき調査を実施し公表している土砂災害危険箇所が 55 箇所あり、そのうち北海道が指定している土砂災害警戒（特別警戒）区域が 10 箇所ある。 **第２　予防対策** 市は、道との連携のもと、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や市民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。 1　本計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、指定避難所の解説・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。	・最新の状況に修正 ・適正な用語の使用 ・基本法の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
2　防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。	2　警戒区域等の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 (1)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (3)　災害対策基本法第４８条第１項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 (4)　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 (5)　救助に関する事項 (6)　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正への整合
3　防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。	3　本計画において、前項(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 4　本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。 5　土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定する。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第３　形態別予防計画 1　急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策 市民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、定期的に点検を行う。	**第３　形態別予防計画** 1　急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策 市民に対し、土砂災害警戒（特別警戒）区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。 また、定期的に点検を行う。	・適正な用語の使用 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

<table>
<tr><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr>
<td>
2　土石流予防計画
市民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、定期的に点検を行う。
第４　土砂災害警戒情報の伝達
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への･避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務法第 11 条及び基本法第 55 条に基づき、市町村単位で発表される。
第５　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について
市内の土砂災害警戒区域の指定状況は資料４－３のとおりであり、避難勧告等の発令に当たって、市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。
1　避難情報発令の基準
がけ崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すと言われている。また、気象庁より大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては土砂災害警戒情報が発表されることになっている。以上のことから避難情報の発令を行う時期については、下表のとおりとする。
なお、巡回中の職員が土砂災害の前兆現象を発見した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の発令を行う。
図表　避難情報発令の基準
<table>
<tr><th>避難情報</th><th>基準降雨量</th></tr>
<tr><td>避難準備</td><td>「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ 1 時間雨量が 20mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>降り始めてからの雨量が 100mm を超え、以降も同等以上の雨が降り続けると予想される場合</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>避難勧告発表後、継続して雨が降り続けている場合</td></tr>
</table>
</td>
<td>
2　土石流予防計画
市民に対し、土砂災害警戒（特別警戒）区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
また、定期的に点検を行う。
第４　土砂災害警戒情報の伝達
土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動・市民等への避難勧告等の判断や、市民の自主避難の判断の参考となるよう、北海道と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表される。
第５　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について
市内の土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定状況は資料４－３のとおりであり、避難勧告等の発令に当たって、市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。
1　避難勧告等の発令の判断基準
避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。
なお、各判断基準のいずれか一つに該当した場合には発令するものとする。
図表　避難勧告等の発令の判断基準
<table>
<tr><th>区分</th><th>発令判断基準</th><th>対象地域</th></tr>
<tr><td>避難準備・高齢者等開始</td><td>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」し、さらに1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予測される場合</td><td>①北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>①土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
②避難勧告発令後、継続して雨が降り続いており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</td><td>①②メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
・適正な用語の使用
・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

・適正な用語の使用

・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合

・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>避難勧告</td><td>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

④土砂災害の前兆現象（斜面崩壊･斜面のはらみ・擁壁や道路、宅地の亀裂）が確認された場合</td><td>③記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：○○町北部付近）及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
④当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域　（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</td></tr>
<tr><td>避難指示（緊急）</td><td>①土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
②避難勧告発令後、継続して雨が降り続いており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
③土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
④土砂災害が発生した場合</td><td>①②メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：○○町北部付近）及びその周辺の地域
③メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）

④当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域　（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</td></tr>
<tr><td>解除</td><td>①土砂災害警戒情報が解除された場合
②現地パトロールや情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ安全が確認された場合</td><td>避難勧告等発令区域</td></tr>
</table>
</td><td>・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合</td></tr>
<tr><td>3　避難場所
警戒区域指定に伴う避難場所については、資料８－１－２（３）のとおりである。</td><td>3　避難場所
警戒（特別警戒）区域指定に伴う避難場所については、資料８－１－２（３）のとおりである。</td><td>・適正な用語の使用</td></tr>
<tr><td>4　土砂災害警戒区域等の周知
人的被害を防止し、市民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップ（資料 13－４～13－９）を作成し、土砂災害警戒区域に指定される地区に居住する住民等に配布、及びホームページ等で公表する。</td><td>4　土砂災害警戒区域等の周知
人的被害を防止し、市民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップ（資料 13－４～13－９）を作成し、土砂災害警戒（特別警戒）区域に指定される地区に居住する住民等に配布、及びホームページ等で公表する。</td><td>・適正な用語の使用</td></tr>
</table>

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 16 節　積雪・寒冷対策計画	第 16 節　積雪・寒冷対策計画	
第１　積雪対策の推進 積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な対策の推進により確立される。 このため、市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。 （1）　積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。	**第１　積雪対策の推進** 積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。 このため、市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、避難救出措置等に関し、特に次の事項について十分留意する。 （1）　積雪・寒冷期に適切な避難勧告・避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。	・対策の対象を明確化 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・適正な用語の使用
第２　交通の確保 1　道路交通の確保 災害発生時には、防災関係機関の行う・・・・・・ （1）　除雪体制の強化 ア　道路管理者は、市道、道道、一般国道・・・・・・ イ　道路管理者は、除雪の向上を・・・・・・ （2）　積雪寒冷地に適した道路整備の促進 ア　道路管理者は、冬期交通・・・・・・ イ　道路管理者は、地吹雪等による・・・・・・	**第２　道路交通の確保** 災害発生時には、防災関係機関の行う・・・・・・ 1　除雪体制の強化 （1）　道路管理者は、市道、道道、一般国道・・・・・・ （2）　道路管理者は、除雪の向上を・・・・・・ 2　積雪寒冷地に適した道路整備の促進 （1）　道路管理者は、冬期交通・・・・・・ （2）　道路管理者は、地吹雪等による・・・・・・	・項目重複の修正に伴う項目番号の繰り上げ
第３　雪に強いまちづくりの推進 2　積雪地における避難所、避難路の確保 市、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。	**第３　雪に強いまちづくりの推進** 2　積雪地における指定避難所、避難路の確保 市、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。	・適正な用語の使用
第４　寒冷対策の推進 1　被災者及び避難者対策 市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。 2　指定避難所対策 市は、指定避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。	**第４　寒冷対策の推進** 1　被災者及び避難者対策 市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。 2　避難所対策 市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。	・停電等を考慮して装備品を追加 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
	3　指定避難所の運営 市は、非難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
3　住宅対策 市及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。	4　住宅対策 市及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷地に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 18 節　業務継続計画の策定	第 18 節　業務継続計画の策定	
第１　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定 市は、災害時における行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、業務継続計画の策定及び策定した計画の持続的改善に努める。	**第１　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定** 市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画の策定及び策定した計画の継続的改善に努める。 特に、業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

<table>
<tr><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td>

第５章　災害応急対策計画

第１節　災害情報収集・伝達計画

第１　情報及び被害状況報告の収集、連絡

１　市の災害情報等収集及び連絡

(1)　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を石狩振興局長に報告する。

第２節　災害通信計画

第１　通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備を使用する。なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第２　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

災害時において、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

２　非常扱い・緊急扱い電話による通信

（第２項　全削除）

３　電報による通信

(4)　電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に・・・・・・

ア　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする・・・・・・

<table>
<tr><th>電　報　の　内　容</th><th>機　　関　　等</th></tr>
<tr><td>非常扱いの通話と同じ</td><td>非常扱いの通話と同じ</td></tr>
</table>

</td><td>

第５章　災害応急対策計画

第１節　災害情報収集・伝達計画

第１　情報及び被害状況報告の収集、連絡

１　市の災害情報等収集及び連絡

(1)　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を石狩振興局長に報告する。

この際、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

第２節　災害通信計画

第１　通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、市は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備を使用するものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第２　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

災害時において、第１による通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

２　電報による通信

(4)　電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に・・・・・・

ア　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする・・・・・・

<table>
<tr><th>電　報　の　内　容</th><th>機　　関　　等</th></tr>
<tr><td>１　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項</td><td>(1)　気象機関相互間</td></tr>
</table>

</td><td>

・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

・非常扱い・緊急扱い電話の廃止に伴う削除（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）

・項目削除に伴う項目番号の繰り上げ

・非常扱いの電話の廃止に伴い、電報取扱いの要件を明示

</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<th>修　　正　　前</th>
<th>修　　正　　後</th>
<th>理　　由</th>
</tr>
<tr>
<td>
イ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする・・・・・・
<table>
<tr><th>電　報　の　内　容</th><th>機　　関　　等</th></tr>
<tr><td>緊急扱いの通話と同じ</td><td>緊急扱いの通話と同じ</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>2　洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項</td><td>(1)　水防機関相互間
(2)　消防機関相互間
(3)　水防・消防機関相互間</td></tr>
<tr><td>3　災害の予防又は救援のための緊急を要する事項</td><td>(1)　消防機関相互間
(2)　災害救助機関相互間
(3)　消防・災害救助機関相互間</td></tr>
<tr><td>4　鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>(1)　輸送の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr>
<tr><td>5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>(1)　通信の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr>
<tr><td>6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項</td><td>(1)　電力供給の確保に直接関係がある機関相互間</td></tr>
<tr><td>7　秩序の維持のため緊急を要する事項</td><td>(1)　警察機関相互間
(2)　防衛機関相互間
(3)　警察・防衛機関相互間</td></tr>
<tr><td>8　災害の予防又は救援に必要な事項</td><td>(1)　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と本表の１～７に掲げる機関との間</td></tr>
</table>
イ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする・・・・・・
<table>
<tr><th>電　報　の　内　容</th><th>機　　関　　等</th></tr>
<tr><td>1　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td><td>(1)　非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（上記アの表の８に掲げるものを除く）
(2)　緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間</td></tr>
<tr><td>2　治安の維持のため緊急を要する事項</td><td>(1)　警察機関相互間
(2)　犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td></tr>
<tr><td>3　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td><td>(1)　新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td></tr>
<tr><td>4　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項</td><td>(1)　水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間
(2)　預貯金業務を行う金融機関相互間
(3)　国又は地方公共団体（上記アの表及び本表の１～４（2）に掲げるものを除く）相互間</td></tr>
</table>
</td>
<td>
・非常扱いの電話の廃止に伴い、電報取扱いの要件を明示

・緊急扱いの電話の廃止に伴い、電報取扱いの要件を明示
</td>
</tr>
</table>

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
4　公衆通信設備以外の通信 5　通信途絶時等における措置 (略) また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているので、その利用も検討する。	3　公衆通信設備以外の通信 4　通信途絶時等における措置 (略) また、北海道総合通信局では、市又は防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出等を行っているので、その利用も検討し、利用する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。 (1)　移動通信機器の借受を希望する場合 ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所 イ　借受希望機種及び台数 ウ　使用場所 エ　引渡場所及び返納場所 オ　借受希望日及び期間 (2)　移動電源車の借受を希望する場合 ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所 イ　台数 ウ　使用目的及び必要とする理由 エ　使用場所 オ　借受期間 カ　引渡場所 (3)　臨時災害放送局用（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのＦＭラジオ放送局）機器の借受を希望する場合 ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所 イ　希望エリア ウ　使用目的 エ　希望する使用開始日時 オ　引渡場所及び返納場所 カ　借受希望日及び期間 (4)　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）による手続きを希望する場合 ア　早急に免許又は許可等を必要とする理由 イ　アに係る申請の内容	・項目削除に伴う項目番号の繰り上げ ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第３節　災害広報・情報提供計画	第３節　災害広報・情報提供計画	
	第１　災害広報及び情報等の提供の方法	・災害広報等にかかる市としてのスタンスを明記（北海道地域防災計画への整合）
	市は、災害時において、被災地住民をはじめとする市民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。 また、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。	
	１　市民に対する広報等の考え方	・市民に対する広報の「考え方」と「要領」を整理（北海道地域防災計画への整合）
	(1)　市及び防災関係機関等は、報道機関（コミュニティＦＭを含む。）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、ＩＰ告知システム、広報車両、インターネット、ＳＮＳ（Twitter 等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。	
	(2)　市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。	
	(3)　(1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。	
	(4)　(1)のほか、市は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌアラート）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。	
第１　市の広報	２　市が行う広報	・項目追加に伴う項目番号の整理
市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、・避難勧告、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。	市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）・避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。	・適正な用語の使用
１　災害情報等の収集方法	(1)　災害情報等の収集方法	・項目追加に伴う項目番号の整理
(1)　広報対策部 広報班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集	ア　広報対策部 広報班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集	

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
(2)　報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集 (3)　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集 2　災害情報等の発表及び広報の方法 (1)　発表責任者 (2)　報道機関に対する情報の発表 ア　災害の種別(名称)及び発生年月日 イ　災害発生の場所又は被害激甚地域 ウ　被害状況 エ　市における応急対策の状況 オ　市民及び被災者に対する注意及び協力要請 カ　本部の設置又は廃止 キ　救助法適用の有無 (3)　市民に対する後方の方法及び内容 ア　市民及び被災者に対する広報活動は、・・・・・・ (ｱ)　市広報車の利用 (ｲ)　新聞、テレビ及びラジオの利用 (ｳ)　市広報紙の利用 (ｴ)　市ホームページの利用 (ｵ)　チラシ等印刷物の利用 イ　広報事項の内容 (ｱ)　災害に関する情報及び注意事項 (ｲ)　災害応急対策とその状況 (ｳ)　災害復旧対策とその状況 (ｴ)　被災地を中心とした交通に関する状況 (ｵ)　その他必要な事項 (4)　庁内連絡 3　災害情報速報の作成及び活用 4　各関係機関に対する周知 5　広聴活動（被災者相談所の開設） 第2　防災関係機関の広報 第3　災害対策現地合同本部の広報 第4　安否情報の提供	イ　報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集 ウ　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集 (2)　災害情報等の発表及び広報の方法 ア　発表責任者 イ　報道機関に対する情報の発表 (ｱ)　災害の種別(名称)及び発生年月日 (ｲ)　災害発生の場所又は被害激甚地域 (ｳ)　被害状況 (ｴ)　市における応急対策の状況 (ｵ)　市民及び被災者に対する注意及び協力要請 (ｶ)　本部の設置又は廃止 (ｷ)　救助法適用の有無 ウ　市民に対する後方の方法及び内容 (ｱ)　市民及び被災者に対する広報活動は、・・・・・・ a　市広報車の利用 b　新聞、テレビ及びラジオの利用 c　市広報紙の利用 d　市ホームページの利用 e　チラシ等印刷物の利用 (ｲ)　広報事項の内容 a　災害に関する情報及び注意事項 b　災害応急対策とその状況 c　災害復旧対策とその状況 d　被災地を中心とした交通に関する状況 e　その他必要な事項 エ　庁内連絡 (3)　災害情報速報の作成及び活用 (4)　各関係機関に対する周知 (5)　広聴活動（被災者相談所の開設） 3　防災関係機関の広報 4　災害対策現地合同本部の広報 第2　安否情報の提供	・項目追加に伴う項目番号の整理

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第４節　避難対策計画 **第１　避難実施責任者及び措置内容** 風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。 特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。 1　市長（基本法第 60 条、水防法第 29 条） (1)　市長は、・・・・・・ ウ　屋内での待避等の安全確保措置の指示 (2)　市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。 3　警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条） (1)　警察官は、１の（2）により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。	第４節　避難対策計画 **第１　避難実施責任者及び措置内容** 風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の勧告等を行う。 特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。 1　市長（基本法第 60 条、水防法第 29 条） (1)　市長は、・・・・・・ ウ　近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示 (2)　市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。 3　警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条） (1)　警察官は、１の（2）により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助 ２　助言 市は、避難のための立退きの勧告・指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う際、必要があると認めるときは、札幌管区気象台、河川管理者等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。 **第３　避難の勧告・指示又は避難準備情報の周知** 市長は、避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるなど、市民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、放送設備、サイレン、広報車両、電話北海道防災情報システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 １　勧告・指示事項 (1)　避難の勧告、・指示、屋内での待機等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容 (2)　避難場所及び経路 ３　避難準備情報、避難勧告及び避難指示の基準 (1)　避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状況において、事態の推移によっては、避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難行動要 支援者など避難行動に時間を要する者は、いち早く避難を、その他の者には避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次のとおりである。 (3)　避難指示	**第２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助** ２　助言 市は、避難のための立退きの勧告・指示又は近隣への安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、札幌管区気象台、河川管理者等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。 **第３　避難の勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知** 市長は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、市民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、放送設備、サイレン、広報車両、電話等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 １　勧告・指示事項 (1)　避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容 (2)　指定緊急避難場所等及び経路 ３　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準 (1)　避難準備・高齢者等避難開始 人的被害の発生する可能性が高まった状況において、事態の推移によっては、避難勧告や避難指示（緊急）を行うことが予想されるため、避難行動要支援者など避難行動に時間を要する者は、いち早く避難を、その他の者には避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次のとおりである。 (3)　避難指示(緊急)	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・避難指示等にかかる適正な用語の使用 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・避難指示等にかかる適正な用語の使用

<table>
<tr><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td></td><td>4　警戒レベルに応ずる防災情報の提供

<table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民がとるべき行動</th><th>住民に行動を促す情報
避難情報等</th></tr><tr><td>警戒レベル５</td><td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>災害発生情報※１</td></tr><tr><td>警戒レベル４</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。</td><td>・避難勧告
・避難指示（緊急）※２</td></tr><tr><td>警戒レベル３</td><td>高齢者等は立退き避難する。
その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>避難準備・
高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>警戒レベル２</td><td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>洪水注意報
大雨注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル１</td><td>災害への心構えを高める。</td><td>警報級の可能性
※令和元年出水期から「早期注意情報」と名称変更</td></tr></table>
※１　可能な範囲で発令
※２　緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td><td>・内閣府により 2019 年に新設された警戒レベルを運用した防災情報の提供を明記</td></tr>
<tr><td>第４　避難方法
１　避難誘導
避難誘導は、市職員（主に避難対策部 避難誘導班）、消防職員、消防団員、警察官などが当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</td><td>第４　避難方法
１　避難誘導
避難誘導は、市職員（主に避難対策部 避難誘導班）、消防職員、消防団員、警察官などが当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。
市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。特に、台風によ</td><td>・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合</td></tr>
</table>

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。	る大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第５　避難行動要支援者の避難行動支援	**第５　避難行動要支援者の避難行動支援**	
3　安否確認以降の避難行動要支援者への対応 市は、避難行動要支援者について、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。	3　安否確認以降の避難行動要支援者への対応 市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。 また、避難行動要支援者について、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
(1)　避難所への移動	(1)　指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動	・適正な用語の使用
4　応急仮設住宅への優先的入居 市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。	4　応急仮設住宅への優先的入居 市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。	※要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人
5　在宅者への支援 市は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。	5　在宅者への支援 市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。	※避難行動要支援者 自ら避難することが困難な者でその円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
6　応援の要請 市は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じて、隣接市町村又は道等へ応援を要請する。	6　応援の要請 市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、隣接市町村又は道等へ応援を要請する。	
	第７　被災者の生活環境の整備 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 7　避難場所	**第８　避難場所**	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
	２　指定緊急避難場所の開設 市は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。	
	３　指定避難所の開設 (1)　市は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所などの安全性の確保に努める。 また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 (2)　市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 (3)　市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 (4)　市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。	
２　指定避難所の運営 指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと市が適切に行う。 また、市は必要に応じ指定避難所の運営に関して町内会や自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。	４　指定避難所の運営 指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと市が適切に行う。 また、指定避難所の運営に関して町内会や自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。 (5)　市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努める。 なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。	・項目番号の変更 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	(6)　市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。 (7)　市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
(5)　市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。	(8)　市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保険関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。	・項目番号の変更 ・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。	(9)　市は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・項目番号の変更
(6)　市は指定避難所の運営における女性の参画を・・・・・・ (7)　市は、やむを得ず指定避難所に滞在する・・・・・・	(10)　市は指定避難所の運営における女性の参画を・・・・・・ (11)　市は、やむを得ず指定避難所に滞在する・・・・・・ (12)　市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 特に、要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境の構築に努める。 (13)　市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	(14)　市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合
3　避難場所の周知方法	5　避難場所の周知方法	・項目番号の変更
第８　道（石狩振興局）に対する報告	**第９　道（石狩振興局）に対する報告**	・項目番号の変更
1　市長が、避難の勧告・指示を発令したときは（市長以外の者が発令したときは、市長経由)、次の事項を記録して知事（石狩振興局長）に報告する。	1　市長が、避難の勧告・指示(緊急)を発令したときは（市長以外の者が発令したときは、市長経由)、次の事項を記録して知事（石狩振興局長）に報告する。	・適正な用語の使用
第９　広域一時滞在	**第１０　広域一時滞在**	・項目番号の変更
1　道内における広域一時滞在	1　道内における広域一時滞在	
(1)　災害発生により、被災市民について、他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要がある場合には、道内の市町村に被災市民の受け入れについて、協議を行う	(1)　災害発生により、被災市民について、他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要がある場合には、市長は道内の市町村長に被災市民の受け入れについて、協議を行う。	・実施責任者の明記
(4)　市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。	(4)　市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。	・適正な用語の使用
(5)　市長は、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災者を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。	(5)　市長は、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災者を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。	・適正な用語の使用
(6)　市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知する。	(6)　市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知する。	・適正な用語の使用
	2　広域一時滞在避難者への対応 市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第５節　応急措置実施計画	第５節　応急措置実施計画	
第２　警戒区域の設定	**第２　警戒区域の設定**	
２　消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条第１項・第 36 条第８項） 火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定し、消防活動等に従事する者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又は当該区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	２　消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条第１項・第 36 条第８項） 火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定し、救護従事者及び消防活動等に従事する者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又は当該区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
６　知事（石狩振興局長）（基本法第 73 項第１項） 知事（石狩振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。	６　知事（石狩振興局長）（基本法第 73 項第１項） 知事（石狩振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により市が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施する応急措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。 (1)　緊急区域の設定（基本法第 63 条第１項） (2)　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項） (3)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項） (4)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(基本法第 65 条第１項)	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第３　市の実施する応急措置 １　警戒区域の設定 ２　他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第１項） (1)　応急公用負担に係る手続 ア　名称又は種類 イ　形状及び数量 ウ　所在した場所 エ　処分の期間又は期日	**第３　市の実施する応急措置** １　市長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。 (1)　警戒区域の設定 (2)　他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第１項） ア　応急公用負担に係る手続 (ｱ)　名称又は種類 (ｲ)　形状及び数量 (ｳ)　所在した場所 (ｴ)　処分の期間又は期日	・応急措置の実施に関する市の方針事項を明確化した北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・第１項の挿入に伴う項目番号の繰り下げ

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
オ　その他必要な事項 (2)　損失補償 3　災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施 (1)　市長は、当該工作物等の占有者等に・・・・・・ (2)　市長は、保管した工作物等が滅失若しくは・・・・・・ (3)　工作物等の保管、売却、公示等に要した・・・・・・ (4)　公示の日から起算して６月を経過してもなお・・・・・・ 4　他の市町村長等に対する応援の要求 5　知事に対する応援の要求等 6　市民等に対する緊急従事指示等	(ｵ)　その他必要な事項 イ　損失補償 (3)　災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施 ア　市長は、当該工作物等の占有者等に・・・・・・ イ　市長は、保管した工作物等が滅失若しくは・・・・・・ ウ　工作物等の保管、売却、公示等に要した・・・・・・ エ　公示の日から起算して６月を経過してもなお・・・・・・ 2　他の市町村長等に対する応援の要求 3　知事に対する応援の要求等 4　市民等に対する緊急従事指示	・第１項の挿入に伴う項目番号の繰り下げ
第６節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 **第１　災害派遣要請** 2　要請先(指定部隊等の長) (1)　陸上自衛隊第 72 戦車連隊長	第６節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 **第１　災害派遣要請** 2　要請先(指定部隊等の長) (1)　陸上自衛隊第 72 戦車連隊長（北恵庭駐屯地司令）	・災害派遣要請受理者は駐屯地司令であるため付記
第７節　広域応援・受援計画 **第１　実施責任** 1　北広島市 (1)　大規模災害等が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。 (2)　市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（石狩振興局長）に対し、応援を求めることができる。また、市長は応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。	第７節　広域応援・受援計画 **第１　市町村間、道、国の応援・受援活動** 1　北広島市 (1)　応援協定による応援 市において大規模災害等が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。 (2)　基本法による応援 ア　市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。また、市長は応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・応援の根拠を明確化（北海道地域防災計画） ・応援の根拠を明確化（北海道地域防災計画）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	イ　市長は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、知事（石狩振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。 ウ　市長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災の修正に整合
2　北海道	2　北海道	
(1)　大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料 12－５）に基づき市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。また、市町村長からの応援の求め又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。	(1)　応援協定による応援要請 ア　道内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料 12－５）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。	・根拠の明確化 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
(2)　北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請する。	イ　北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
	(2)　被災市町村応援職員確保システムによる応援の要請 北海道において大規模災害が発生し、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、被災市町村応援職員確保システムに関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。	・総務省による被災市区町村職員確保システムが新たに構築されたことに伴う修正（北海道地域防災計画に整合）
	(3)　基本法による応援要求 知事（石狩振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることが	・基本法改正に伴う北海道地域防災計画の修正に整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
(3)　北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。	できる。 (4)　道から指定行政機関等に対する応援の要求 北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。	・道の処置について項目を立てて明確化（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
3　消防機関 (1)　大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では・・・・・・	**第2　消防機関** 1　大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では・・・・・・ 2　他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入態勢を確立しておく。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
(2)　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料12－５）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料12－６）に基づき、迅速かつ的確に対処する。	3　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（資料12－７）に基づき、迅速かつ的確に対処する。	
4　北海道警察	**第3　北海道警察**	
第８節　ヘリコプター等活用計画 **第３　ヘリコプター保有機関の活動等** 2　札幌市 「北海道広域消防応援協定」（資料12－５）による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。 3　北海道開発局、北海道警察	第８節　ヘリコプター等活用計画 **第３　ヘリコプター保有機関の活動等** 2　札幌市 「北海道広域消防相互応援協定」（資料12－５）に基づく応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。 3　北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察	・協定名の変更に伴う修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合） ・海保のヘリコプターが市において運用される可能性は否定できないため追記
第９節　救助救出計画 **第１　実施責任**	第９節　救助救出計画 **第１　実施責任** 2　北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。	・道の責任の再定義に基づく修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 10 節　医療救護計画	第 10 節　医療救護計画	
第 1　基本方針	**第 1　基本方針**	
1　医療救護活動は、原則として市又は道が設置する救護所において、救護班により　が実施する。災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地に派遣する。	1　医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、市又は道が設置する救護所において、救護班が実施することを原則とする。 また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
4　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は・・・・・・ (3)　傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定	4　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は・・・・・・ (3)　傷病者の医療機関への搬送支援 (6)　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 2　医療救護活動の実施	第 2　医療救護活動の実施	
1　北広島市 (4)　市は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。	1　北広島市 (4)　市は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。 また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
2　災害拠点病院 (2)　災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。	2　災害拠点病院 (2)　災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。	・適正な用語の使用
3　協力機関等 (2)　独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人労働者健康福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。	3　協力機関等 (2)　独立行政法人労働者安全福祉機構 独立行政法人労働者安全福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。	・機構名の変更に伴う修正
(8)　北海道看護協会 北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。	(8)　北海道看護協会 北海道看護協会は、道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第４　医薬品等の確保 市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材等については、備蓄医薬品等の活用又は「災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定」の締結業者（資料 12－５）及び市内業者等からの調達により確保する。	**第４　医薬品等の確保** 市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は「災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定」の締結業者（資料 12－５）及び市内業者等からの調達により確保する。	・冬季を考慮
第 11 節　防疫計画	第 11 節　防疫計画	
第３　感染症の予防 ３　予防接種 知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市長（保健福祉対策部保健予防班）に実施させる。 ４　清潔方法 家屋周辺の清掃は、各個人において実施することとし、知事は必要に応じ、市長（市民環境対策部環境衛生班）に市内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施させる。	**第３　感染症の予防** ３　予防接種 知事は感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市長（保健福祉対策部保健予防班）に実施させる。 ４　清潔方法 家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、市長（市民環境対策部環境衛生班）に市内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施させる。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 12 節　災害警備計画 市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するための警戒、警備については、本計画の定めるところによる。	第 12 節　災害警備計画 市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備については、本計画の定めるところによる。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 13 節　交通応急対策計画	第 13 節　交通応急対策計画	
第１　交通応急対策の実施	**第１　交通応急対策の実施** 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。	・基本計画の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合
７　自衛隊 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官等がその場にいない時に次の措置をとることができる。	７　自衛隊 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官がその場にいない時に限り次の措置をとることができる。	・災害派遣時の自衛官の権限について正確に表記

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第３　緊急輸送のための交通規制 ２　緊急通行車両の確認手続 (4)　緊急通行車両 (ｱ)　特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 ３　通行禁止又は制限から除外する車両 北海道公安委員会は、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。 (1)　確認手続 ア　使用者等の申出 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行う。 ウ　証明書及び標章の交付 規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。 (2)　規制対象除外車両 ア　傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両 イ　報道機関の緊急取材のために使用中の車両 ウ　他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両	**第３　緊急輸送のための交通規制** ２　緊急通行車両の確認手続 (4)　緊急通行車両 (ｱ)　特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項 ３　規制除外車両 北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制対象除外車両として通行を認める。 (1)　確認手続 ア　使用者等の申出 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行う。 なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。 ウ　証明書及び標章の交付 規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。 ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。 (2)　事前届出制度 ア　規制対象除外車両の事前届出の対象とする車両 北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。 (ｱ)　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両 (ｲ)　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両 (ｳ)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） (ｴ)　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両	・適正な用語の使用 ・基本法等の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 ・基本法等の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 ・基本法等の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 ・基本法等の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
エ　次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。 (ｱ)　道路維持作業用自動車 (ｲ)　通学通園バス (ｳ)　郵便物の収集又は配達のため使用する車両 (ｴ)　電報の配達のため使用する車両 (ｵ)　廃棄物の収集に使用する車両 (ｶ)　伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両 (ｷ)　その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両	イ　事前届出制度の普及 北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。 4　放置車両対策 (1)　北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 (2)　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。 (3)　道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。	・基本法等の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合 ・基本法等の改定に伴う北海道地域防災計画の修正に整合
第 14 節　輸送計画 **第 1　実施責任** **第 2　輸送の方法**	第 14 節　輸送計画 **第 1　実施責任** 8　第一管区海上保安本部 人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速、かつ積極的に実施する。 **第 2　輸送の方法** 5　第一管区海上保安本部 第一管区海上保安本部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。	・本市における海保による支援の可能性も否定できないことから追記 ・本市における海保による支援の可能性も否定できないことから追記

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 15 節　食料供給計画 **第 1　実施責任** 3　北海道農政事務所 必要に応じて、食料の調達及び供給について、北海道との連絡調整を実施する。 **第 2　食料の供給** 1　食料の調達 (1)　北広島市 被災者等に対しての炊き出し等の食料については、市内業者及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」（資料 12－5）締結業者から調達するが、調達が困難な場合は、石狩振興局長を通じ知事に要請する。	第 15 節　食料供給計画 **第 1　実施責任** 3　北海道農政事務所 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。 **第 2　食料の供給** 1　食料の調達 (1)　北広島市 被災者等に対しての炊き出し等の食料については、市内業者及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」（資料 12－5）締結業者から調達するが、調達が困難な場合は、石狩振興局長を通じ知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章第 11 の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、石狩振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。	・北海道農政事務所の現状の業務内容に即した修正 ・本要領の改正による文言及び様式の修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
(2)　北海道 知事は、市長から要請があったときは、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。 また、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。 その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。 なお、米穀については、必要に応じ、「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。	(2)　北海道 知事は、市長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。 また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、その提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章第 11 の規定により、政策統括官から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合
(3)　北海道農政事務所 農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ被災地の食料需給状況を、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。	(3)　北海道農政事務所 道及び市と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。	・北海道農政事務所の現状の業務内容に即した修正

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 16 節　給水計画 **第 2　給水の実施** 3　応援の要請 市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。	第 16 節　給水計画 **第 2　給水の実施** 3　応援の要請 市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、その他協定先等へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。	・協定に基づく要請先の追加
第 17 節　衣料、生活必需物資供給計画 **第 1　実施責任** 1　北広島市	第 17 節　衣料、生活必需物資供給計画 **第 1　実施責任** 1　北広島市 (2)　要配慮者に配慮した物資の備蓄 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。 ア　生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。 イ　被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。 2　北海道 知事は、災害時における災害救助用物資について、市長の要請に基づき斡旋及び調達を行う。 なお、市における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。 また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。 市長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 18 節　石油類燃料供給計画	第 18 節　石油類燃料供給計画	
第 1　実施責任	**第 1　実施責任**	
1　北広島市 市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。 また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。	1　北広島市 市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。 また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。	・石油類の用途を限定しないための修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
	2　北海道 知事は、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設及び市の要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。	・胆振東部地震災害検証委員会に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 2　石油類燃料の確保	**第 2　石油類燃料の確保**	
2　知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。	2　知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。 また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核ＳＳ、住民拠点ＳＳ及び北海道地域サポートＳＳの営業状況等を把握し、市や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。	・胆振東部地震災害検証委員会に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 19 節　電力施設災害応急計画	第 19 節　電力施設災害応急計画	
第 3　応急対策	**第 3　応急対策**	
	電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、次の対策を講ずる。	・胆振東部地震災害検証委員会に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合
1　北海道電力株式会社	1　北海道電力株式会社	
(2)　情報収集・提供 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡する。	(2)　情報収集・提供 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡する。 また、北海道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。	・胆振東部地震災害検証委員会に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合
(4)　広報 災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関を通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。	(4)　広報 災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。	・胆振東部地震災害検証委員会に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
(7)　応急工事 災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。	(7)　応急工事 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次被害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。	・胆振東部地震災害検証委員会に基づく北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 20 節　ガス施設災害応急計画	第 20 節　ガス施設災害応急計画	
第 2　応急対策 ガス事業者は、ガス事業法第 30 条第 1 項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。	**第 2　応急対策** ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
1　非常災害の事前対策 (2)　各設備の予防強化 イ　製造設備、供給設備 ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておく。 (ｱ)　被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防について応急施策を講じ、強化を図る。 (ｲ)　配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは、補強又は応急処置を講じておく。また、道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置しておく。 (ｳ)　電気設備、電話線等の保守を行う。 (ｴ)　その他設備ごとに対策を立てて強化を図る。	1　非常災害の事前対策 (2)　各設備の予防強化 イ　製造設備、供給設備 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。	・北海道ガスによる製造設備、供給設備に対する非常災害時の事前対策を記載する修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
(3)　人員の動員連絡の徹底 ア　保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。 ウ　道に応援を要請する場合は、・・・・・・	(3)　人員の動員連絡の徹底 ア　保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。 ウ　道に協力を要請する場合は、・・・・・・	・北海道ガスの実施する業務の実情に即した修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
(6)　火災、中毒事故防止対策 広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項について、市民に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。 ア　無断ガス工事を禁止する。 イ　ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。 ウ　災害の発生が予想されるときは前もってメーターコックの閉止をする。	(6)　広報 災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。 (7)　重要施設への臨時供給 地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要化情報を共有し、平時から連携強化を図る。	・北海道ガスによる広報活動に関わる事前対策を記載する修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
2　災害発生時の対策 災害発生時には、ガス事業法第 30 条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。	2　災害発生時の対策 災害発生時の対策災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。	・ガス事業法改正による修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
第 23 節　被災宅地安全対策計画 **第 1　危険度判定の実施の決定** **第 2　危険度判定の支援** **第 3　判定士の業務** 1　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」・・・・・・ 2　宅地の被害程度に応じて、・・・・・・ 3　判定結果は、当該宅地の見え易い場所・・・・・・ **第 4　危険度判定実施本部の業務** 1　宅地に係る被害情報の収集 2　判定実施計画の作成 3　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成 4　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに市民対応 5　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告 **第 5　事前準備**	第 23 節　被災宅地安全対策計画 **第 1　危険度判定の実施** 1　危険度判定の実施の決定 2　危険度判定の支援 3　判定士の業務 (1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」・・・・・・ (2)　宅地の被害程度に応じて、・・・・・・ (3)　判定結果は、当該宅地の見え易い場所・・・・・・ 4　危険度判定実施本部の業務 (1)　宅地に係る被害情報の収集 (2)　判定実施計画の作成 (3)　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成 (4)　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに市民対応 (5)　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告 **第 2　事前準備**	・項目を体系的に整理 ・項目を追加したことによる項目番号の繰り下げ
第 24 節　住宅対策計画 **第 2　実施の方法** 3　応急仮設住宅 (6)　規模、構造、存続期間及び費用 ア　応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 平方メートルを基準とする。原則として軽量鉄骨組立方式による２～６戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。	第 24 節　住宅対策計画 **第 2　実施の方法** 3　応急仮設住宅 (6)　規模、構造、存続期間及び費用 ア　応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
6　災害公営住宅の整備 (3)　整備管理等の基準 ア　入居者資格 (ｲ)　月収 214,000 円以下（当該災害発生の日から３年を経過した後は、158,000 円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。 (ｳ)　現に同居し又は同居しようとする親族があること。 (ｴ)　現に住宅に困窮していることが明らかであること。	6　災害公営住宅の整備 (3)　整備管理等の基準 ア　入居者資格 (ｲ)　収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。 (ｳ)　現に住宅に困窮していることが明らかであること。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第３　資材等の斡旋、調達 1　市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。 2　道は、市が資材等の斡旋依頼を行った場合、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。	**第３　資材等の斡旋、調達** 1　市長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。 2　道は、市長から資材等の斡旋依頼があった場合、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第２５節　障害物除去計画 水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。	第２５節　障害物除去計画 地震、水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。	・障害を及ぼす災害の種類に「地震」を追加
第２６節　文教対策計画 **第１　実施責任** 1　学校管理者等 (1)　防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。	第２６節　文教対策計画 **第１　実施責任** 1　学校管理者等 (1)　防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく北海道地域防災計画の修正に整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第３　文化財保全対策 文化財保護法、北海道文化財保護条例及び北広島市文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。	**第３　文化財保全対策** 文化財保護法、北海道文化財保護条例及び北広島市文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。	・文化財保護法の記載に合わせた修正（北海道地域防災計画の修正に伴う整合）
第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	
第１　実施責任 １　市長 （救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うが、遺体の洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。）	**第１　実施責任者** １　市長 救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。	
第２　実施の方法	**第２　実施の方法** ４　広域火葬の調整等 市は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
４　平常時の規制の適用除外措置 市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬の許可について、死亡届等を受理した市町村長以外の現に存する地の市町村長等が行うことができることとし、さらに特に緊急の必要があると認めるときは、埋葬及び火葬の許可を要しないこととするなど、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定による埋葬及び火葬の許可等についての手続の特例を定めることができることに留意する。	５　平常時の規制の適用除外措置 市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。	・第４項の挿入に伴う項目番号の繰り下げ ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
５　他市町村から漂着した遺体の処理	６　他市町村から漂着した遺体の処理	・項目番号の繰り下げ
６　実施状況の記録	７　実施状況の記録	

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第２８節　家庭動物等対策計画 **第２　家庭動物等の取扱い** ２　災害発生における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 ３　災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、・・・・・・	第２８節　家庭動物等対策計画 **第２　家庭動物等の取扱い** ２　災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、・・・・・・ ３　同行避難 災害発生時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。	・記載要領の変更に伴う修正（北海道地域防災計画の修正に整合）
第２９節　応急飼料計画 **第２　実施の方法** 市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請する。	第２９節　応急飼料計画 **第２　実施の方法** 市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっせんを要請する。	・現状の業務内容に即した修正（北海道地域防災計画に整合）
第３０節　廃棄物処理等計画 災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。 ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「本章 第 25 節 障害物除去計画」による。	第３０節　廃棄物処理等計画 災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。 なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。 また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「本章 第 25 節 障害物除去計画」による。	・北海道災害廃棄物処理計画が作成されたことによる修正（北海道地域防災計画の修正に整合）
第１　実施責任 １　北広島市 (1)　市は、被災地における廃棄物等の処理を行う。なお、本市のみで処理することが困難な場合は、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」（資料 12－８）に基づき協定締結市町村に対し支援を要請するほか、道に応援を求め実施する。	**第１　実施責任** １　北広島市 (1)　災害廃棄物の処理は、市が行う。なお、本市のみで処理することが困難な場合は、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」（資料 12－８）に基づき協定締結市町村に対し支援を要請するほか、道に応援を求め実施する。	・災廃処理に伴う市の責任を明確化

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
2　北海道 (2)　道は、市が被災を受け、廃棄物等の処理に関する応援要請を行った場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第３１節　ボランティアとの連携計画 災害時における日本赤十字社北海道支部、北広島市社会福祉協議会、各種ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。	2　北海道 (2)　道は、市が被災し、廃棄物等の処理に関する応援要請を行った場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第３１節　ボランティアとの連携計画 災害時における日本赤十字社北海道支部、北広島市社会福祉協議会、各種ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。 また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。 **第３　ボランティア活動の環境整備** 市、道及び北広島市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する市民への受援・支援等の普及啓発を行う。 市及び北広島市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市及び社会福祉協議会に働きかける。 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と北広島市社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。	・北海道ボランティアセンターの設置及び「北海道災害時応援・受援マニュアル」の整備に伴う修正（北海道地域防災計画の修正に整合） ・平素から行うボランティア活動の環境整備について付記（北海道地域防災計画に整合）
第３４節　災害救助法の適用と実施 **第１　実施体制** 救助法による救助の実施は、知事（石狩振興局長）が行う。 ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。	第３４節　災害救助法の適用と実施 **第１　実施体制** 救助法による救助の実施は、知事（石狩振興局長）が行う。 ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。	・正確な用語の使用

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	第３５節　防災拠点計画 　市は、大規模災害時における防災対策の推進にあたって、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する上で重要となる防災拠点機能を通じた災害対応により、防災力を向上していくものとする。 **第１　広域避難にも対応した地域防災拠点（予定）** 　ボールパーク開業後において、（仮称）北海道ボールパークを、地域住民や来場者等への災害対応に備えた地域防災拠点とし、新球場を観光客、帰宅困難者等の一時避難に対応できる広域避難場所に指定する。 　なお、地域防災拠点における災害時の機能に関する活用方策に関して、下記事項に基づき、検討することとする。 １　災害時の機能に関する検討事項 （1）　新球場における一時避難者の収容 （2）　防災備蓄倉庫の運用 （3）　その他必要と認める事項	・災害時におけるボールパークの防災拠点等としての活用の方向性について明記 　なお、活用方法については、今後継続的に充実・深化を図る。

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第７章　事故災害対策計画 第１節　航空災害対策計画 **第３　災害応急対策** ２　災害広報 （1）　実施機関 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市（消防本部）、北海道、北海道警察	**第７章　事故災害対策計画** 第１節　航空災害対策計画 **第３　災害応急対策** ２　災害広報 （1）　実施機関 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市（消防本部）、北海道、北海道警察、第１管区海上保安本部	・追記
第２節　鉄道災害対策計画 **第３　災害応急対策** ３　応急活動体制 （1）　北広島市 市長は、鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「第３章　第１節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 （2）　防災関係機関 関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 ９　危険物流出対策 鉄道災害により危険物が流出し、又はまさに流出しようとしている場合は、「本章　第４節　危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。	第２節　鉄道災害対策計画 **第３　災害応急対策** ３　応急活動体制 （1）　北広島市 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第３章　第１節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 （2）　防災関係機関 関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 ９　危険物流出対策 鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章　第４節　危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。	・北海道地域防災計画における表現に整合 ・北海道地域防災計画における表現に整合 ・北海道地域防災計画における表現に整合
第３節　道路災害対策計画 **第３　災害応急対策** ３　応急活動体制 （1）　北広島市 市長は、道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「第３章　第１節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。	第３節　道路災害対策計画 **第３　災害応急対策** ３　応急活動体制 （1）　北広島市 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第３章　第１節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。	・北海道地域防災計画における表現に整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
(2)　防災関係機関 関係機関の長は、道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	(2)　防災関係機関 関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	・北海道地域防災計画における表現に整合
第 4 節　危険物等災害対策計画 **第 3　災害予防** 3　高圧ガス災害予防 (2)　北海道産業保安監督部 イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。 **第 4　災害応急対策** 3　応急活動体制 (1)　北広島市 市長は、危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「第 3 章　第 1 節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (2)　防災関係機関 関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	第 4 節　危険物等災害対策計画 **第 3　災害予防** 3　高圧ガス災害予防 (2)　北海道産業保安監督部 イ　事業者の予防対策について監督、指導する。 **第 4　災害応急対策** 3　応急活動体制 (1)　北広島市 市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第 3 章　第 1 節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (2)　防災関係機関 関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	・現行の指導権限等に即した修正（北海道地域防災計画に整合） ・北海道地域防災計画における表現に整合 ・北海道地域防災計画における表現に整合
第 5 節　大規模な火事災害対策計画 **第 3　災害応急対応** 3　応急活動体制 (1)　北広島市 市長は、大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「第 3 章　第 1 節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (2)　防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	第 5 節　大規模な火事災害対策計画 **第 3　災害応急対応** 3　応急活動体制 (1)　北広島市 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第 3 章　第 1 節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (2)　防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	・北海道地域防災計画における表現に整合 ・北海道地域防災計画における表現に整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第６節　林野火災対策計画	第６節　林野火災対策計画	
第２　予防対策	**第２　予防対策**	
１　実施事項	１　実施事項	
(1)　北広島市、北海道、北海道森林管理局	(1)　北広島市、北海道、北海道森林管理局	
ア　一般入林対策	ア　一般入林対策	
(ｲ)　入林の許可・届出等について指導する。	(ｲ)　入林の承認申請や届出等について指導する。	・適正な用語の使用
２　林野火災予消防対策協議会	２　林野火災予消防対策協議会	
林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。	林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。	・北海道地域防災計画における表現に整合
(1)　全道協議会	(1)　全道協議会	
道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。	道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。	・北海道地域防災計画における表現に整合
北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会	北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会	・組織の名称の変更に伴う修正
第３　応急対策	**第３　応急対策**	
３　応急活動体制	３　応急活動体制	
(1)　北広島市	(1)　北広島市	
市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「第３章　第１節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。	市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第３章　第１節　組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。	・北海道地域防災計画における表現に整合
(2)　防災関係機関	(2)　防災関係機関	
関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。	・北海道地域防災計画における表現に整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第７節　大規模停電対策計画 **第１　基本方針** 市域において、突発的に発生した停電事故により、多数の市民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、市及び防災関係機関並びに北海道電力株式会社がとる対策については、本計画の定めるところによる。 **第２　災害予防** １　情報連絡体制の整備 (1)　市及び防災関係機関並びに北海道電力株式会社は、大規模な停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報収集、連絡体制の整備に努める。 (2)　市及び防災関係機関は、停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるとともに、連絡先のリストの整備を図る。 ２　応急活動体制の整備 市及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のマニュアルを作成し、職員へ周知し、必要に応じ訓練等を実施する。 ３　施設・資機材等の整備 (1)　市及び防災関係機関は、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努める。 (2)　市は、とくに厳冬期の避難場所の運営のために必要な暖房器具や非常電源及び燃料の確保に努める。 (3)　市は、停電時における災害対策本部機能の確保に努める。 ４　北海道電力株式会社の措置 北海道電力は、停電事故の発生に備え、「第５章　第 19 節　電力施設災害応急計画」に定めるほか、次の事項等を実施している。 (1)　非常事態に対応するための規程・マニュアルの制定 (2)　さまざまな災害に対して即時に対応できるよう定期的な訓練の実施 (3)　日頃からの設備の点検・補修の実施	第７節　大規模停電災害対策計画 **第１　基本方針** 大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。 **第２　災害予防** 市及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。 １　実施事項 (1)　北海道電力（株） ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずる。 イ　電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。 ウ　災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。 (2)　北海道経済産業局 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行う。 (3)　北海道産業保安監督部 ア　電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示をおこなう。 イ　電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行う。 (4)　防災関係機関 ア　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づき、全面的に修正（北海道地域防災計画の修正に整合）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	イ　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。 ウ　市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。 エ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。 オ　関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。 (5)　病院等の防災上重要な施設 病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づき、全面的に修正（北海道地域防災計画の修正に整合）
第３　災害応急対策 １　情報通信 停電事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 (2)　実施事項 ア　北広島市 市は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、知事（石狩振興局長）に報告する。 イ　北海道電力株式会社 停電事故が発生した場合は、市及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。	**第３　災害応急対策** １　情報通信 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 (2)　実施事項 ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。 イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。 ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。	
２　災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、「第５章　第３節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。 (1)　実施機関 市、北海道、北海道電力株式会社	２　災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民等に対して行う災害広報は、「第５章　第３節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。 (1)　実施機関 市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社	

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
(2)　実施事項 市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施する。 ア　事故の発生日時及び場所 イ　被害状況 ウ　応急対策実施状況 エ　住民に対する避難勧告等の状況 オ　住民及び被災者に対する協力及び注意事項 カ　その他必要と認められる事項 3　応急活動体制 防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努める。 (1)　北広島市 市は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を行う。 (2)　消防本部 ア　消防車等を活用した警戒パトロール イ　停電地区での通電火災の注意喚起 ウ　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助 (3)　北海道警察 ア　信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施 イ　防犯対策のための警戒活動 (4)　道路管理者 ア　信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施 イ　各道路管理者間での道路情報共有による通行の確保 ウ　ロードヒーティング停止による路面凍結対策及び除雪対策 (5)　北海道電力 北海道電力株式会社は、市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。	(2)　実施事項 市及び関係機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。 ア　停電及び停電に伴う災害の状況 イ　関係機関の災害応急対策に関する情報 ウ　停電の復旧の見通し エ　避難の必要性等、地域に与える影響 オ　その他必要な事項 3　応急活動体制 (1)　北広島市 市は、大規模停電災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (2)　消防本部 大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。 ア　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助 イ　火災発生に対する迅速な消火活動 ウ　医療機関との連携による円滑な救急搬送 (3)　防災関係機関 関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (4)　北海道電力(株) ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずる。 イ　早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。 ウ　大規模な災害が発生し北海道電力㈱単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づき、全面的に修正（北海道地域防災計画の修正に整合）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
	4　医療救護活動 市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。 その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、「第５章　第10節　医療救護計画」の定めるところにより実施する。 5　交通対策 災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章　第13節　交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行う。 (1)　北海道警察 信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。 (2)　道路管理者 ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。 6　避難所対策 大規模停電災害により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第５章　第４節　避難対策計画」の定めるところにより実施する。 7　応急電力対策 (1)　緊急的な電力供給 北海道電力㈱は、市や道と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。 (2)　通信機器等の充電対策 関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して重電機器等の提供に努める。	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づき、全面的に修正（北海道地域防災計画の修正に整合）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
4　自衛隊派遣要請 　停電事故発生時における自衛隊派遣要請については、「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところに実施する。 5　広域応援 　市、道及び消防本部は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。 6　災害復旧 　北海道電力株式会社は、停電事故の発生原因を考慮し、迅速かつ適切に被害の復旧に努める。	8　給水対策 　市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。 9　石油類燃料の供給対策 　市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第５章　第 18 節　石油類燃料供給計画」の定めるところによる。 10　防犯対策 　北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。 11　自衛隊派遣要請 　大規模停電災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところに実施する。 12　広域応援 　市、道及び消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づき、全面的に修正（北海道地域防災計画の修正に整合）

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第 8 章　災害復旧・被災者援護計画 災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。 このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、必要となる措置を行う。	**第 8 章　災害復旧・被災者援護計画** 災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。 このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。 併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合 ・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 1 節　災害復旧計画 **第 2　復旧事業計画**	第 1 節　災害復旧計画 **第 2　復旧事業計画の概要**	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合
第 2 節　被災者援護計画 **第 1　罹災証明書の交付** 1　北広島市	第 2 節　被災者援護計画 **第 1　罹災証明書の交付** 1　北広島市 (3)　市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 (4)　市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合

修　　正　　前	修　　正　　後	理　　由
第３　災害義援金の募集及び配分 １　実施責任 災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。	**第３　災害義援金の募集及び配分** １　実施責任 災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、募集については北海道災害義援金募集委員会、配分については北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。	・北海道地域防災計画の修正に伴う整合